

条例に関する普及啓発状況について

1. 条例研修会等の実施 (H28.4~H29.12)

実施内容		回数	参加人数 (延べ)
研修	市職員	44 回	約 9,200 人
	当事者・支援者団体	32 回	約 1,980 人
	福祉事業所	24 回	約 1,050 人
	その他※ 1	71 回	約 4,750 人
その他	チラシ配布等※ 2	23 回	約 13,400 人
合計		194 回	約 30,380 人

※ 1… 大学、小中学校、自立支援協議会など

※ 2… 他団体主催のイベントでのチラシ配布

■ 障がい当事者からの研修



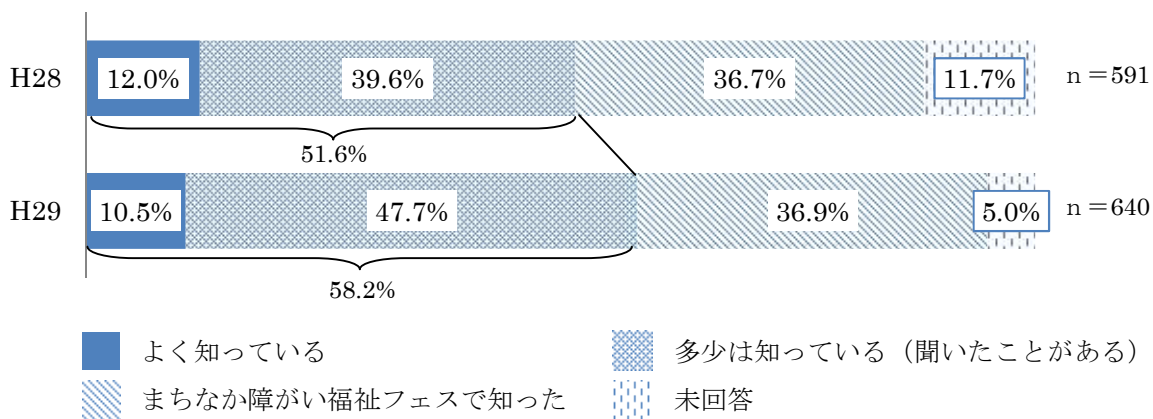
JR 東日本新潟支社での説明風景
講師：松永委員

2. 条例認知度

① まちなか障がい福祉フェス 2017 内でのアンケート

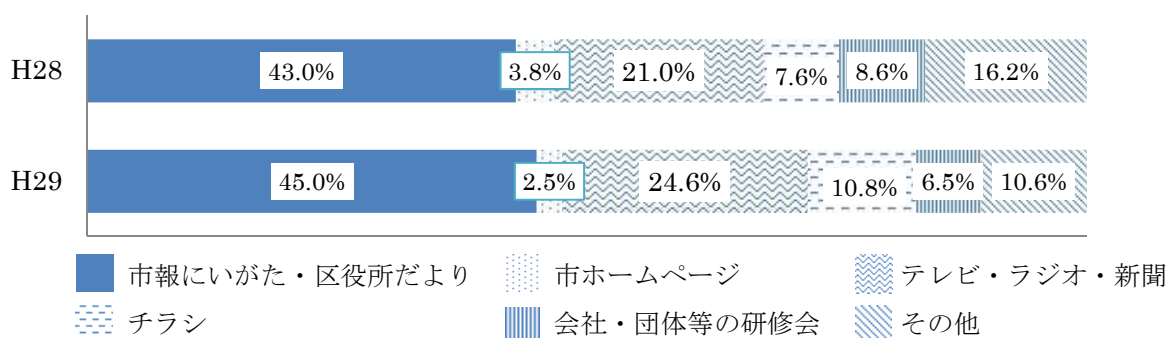
(H29.12.2 イオンモール新潟南で開催)

問：条例を知っていますか



「よく知っている」「多少は知っている」と回答した人が 6.6% 向上

問：条例を何で知りましたか



「市報にいがた・区役所だより」と回答した人が一番多い。引き続き、市報等で周知を行うとともに、今後はメディア等で取り上げてもらえるよう魅力ある取り組みを推進していく。

② 「障がい者全般を対象としたアンケート」における条例認知度

障害者総合支援法に基づき市町村する「障がい福祉計画」を策定にあたり、本市における障がいのある人の実態や障がい福祉サービス等のニーズを把握するためにアンケート調査を実施。

【対象者】 障がい者手帳所持者等 (49,152 人)

【抽出者】 対象者を母数として 1 割を無作為抽出 (4,914 人)

【期 間】 平成 29 年 6 月 21 日～7 月 13 日

【方 法】 郵送

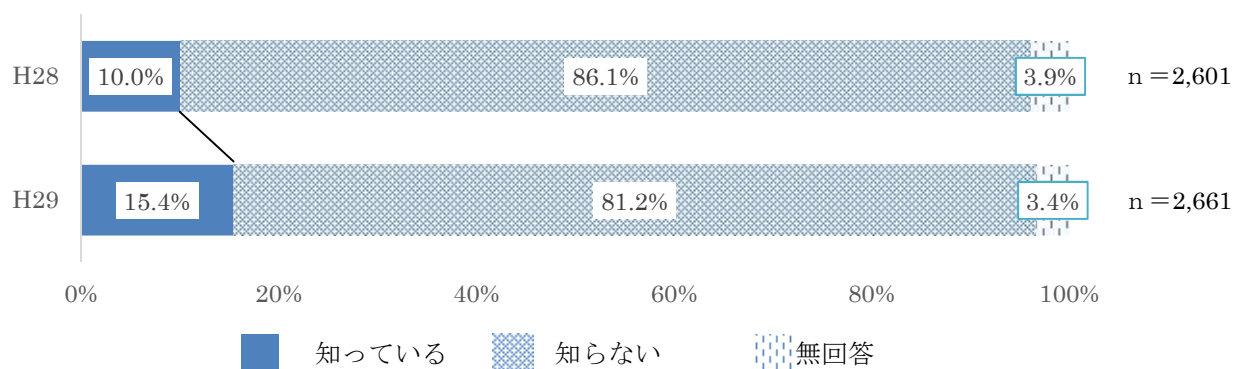
【回収率】 54.2% (H26 調査：54.4% H23 調査：62.0% H17 調査：56.9%)

【内 訳】

区分	対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
身体	30,086	3,008	1,678	55.8%	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	5,374	537	288	53.6%	療育手帳所持者から抽出
精神	5,738	574	273	47.6%	精神保健福祉手帳所持者から抽出
発達	1,044	104	25	24.0%	JOIN 利用者から抽出 (※)
難病	6,910	691	397	57.5%	特定医療費受給者から抽出
合計	49,152	4,914	2,661	54.2%	

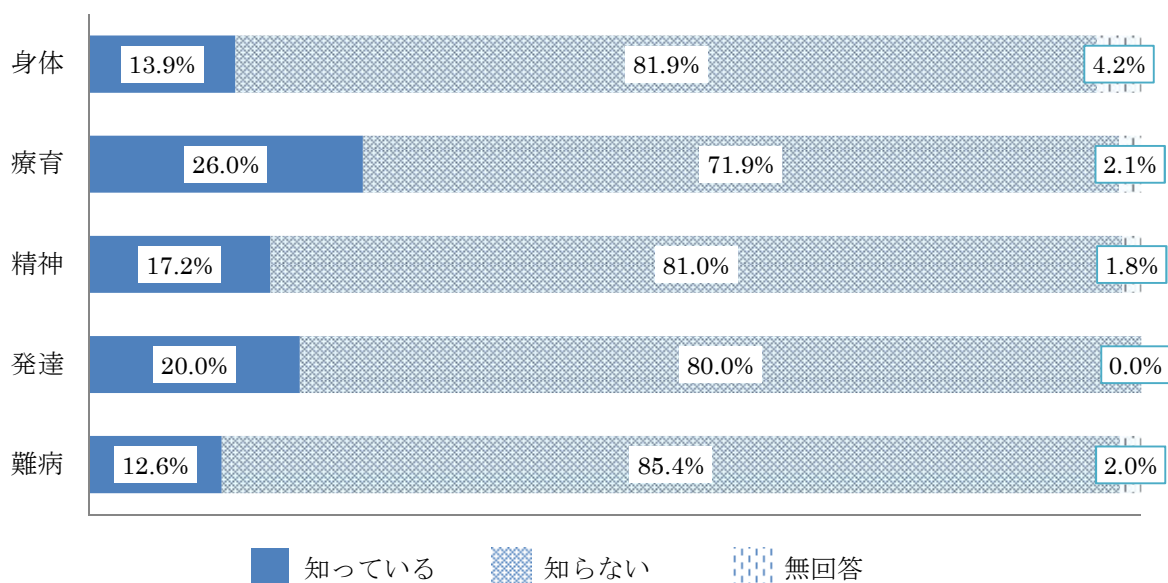
※JOIN (新潟市発達障がい支援センター) の平成 28 年度利用者から 1 割を抽出

問：条例を知っていますか



認知度が向上 (+5.4%)

障がい種別 (H29)



障がい種別	知っている	知らない	無回答	計 (アンケート全体に占める割合)
身体	233	1,374	71	1,678 (63.1%)
療育	75	207	6	288 (10.8%)
精神	47	221	5	273 (10.3%)
発達	5	20	0	25 (0.9%)
難病	50	339	8	397 (14.9%)
合計	410	2,161	90	2,661 (100.0%)

(単位：人)

③「障がい児を対象としたアンケート」における条例認知度

児童福祉法に基づき市町村する「障がい児福祉計画」を策定にあたり、本市における障がいのある子どもの実態や支援体制の提供体制等のニーズを把握するためにアンケート調査を実施。

【対象者】①市内の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童、生徒（2,253人）

②児童発達支援センターこころんの利用者（85人）

【抽出者】対象者を母数として概ね1割を学校単位等で抽出（350人）

【期 間】平成29年6月30日～7月14日

【方 法】学校等で配布・回収

【回収率】66.9%

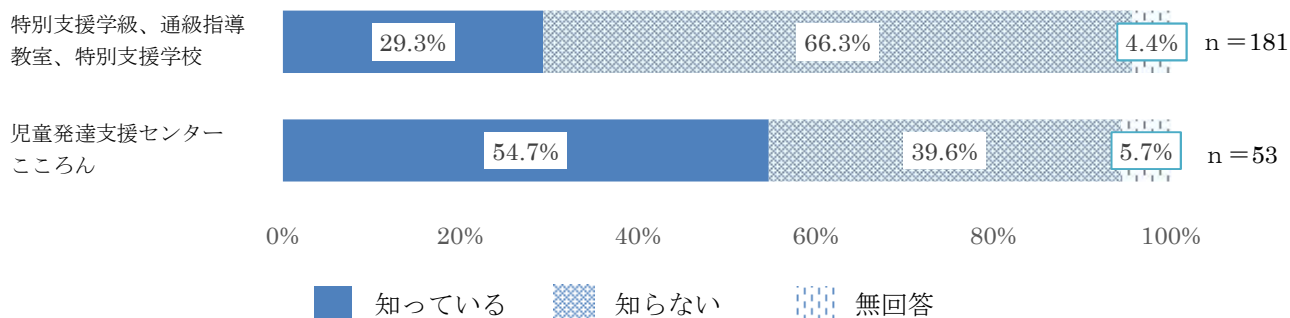
【内 訳】

区分		対象者総数 (人)	抽出数 (人)	回答数 (人)	回収率
特別支援 学級	小学校	1,137	140	102	72.9%
	中学校	449	54	38	70.4%
通級指導 教室	小学校	392	39	22	56.4%
	中学校	18	2	0	0.0%
特別支援 学校	小学校	142	14	5	35.7%
	中学校	115	16	14	87.5%
児童発達支援センター (こころん)		85	85	53	62.4%
合計		2,338	350	234	66.9%

※特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校は学校を通じて約1割に配布

※児童発達支援センター（こころん）はこころんを通じて全員に配布

問：条例を知っていますか



3. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における目標（案）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が策定しなければならない「市町村障害福祉計画」「障害児福祉計画」において、条例の普及啓発に関する本市独自の成果目標を設定。計画期間は、平成30年度～平成32年度の3年間。

目標 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の条例認知度	【目標値】 20%	平成32年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 平成29年度の条例認知度	15.4%	平成29年度に障がいのある人から約5,000人を抽出し調査

【考え方】

平成28年4月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、平成32年度の市民の認知度を20%以上とすることを目指します。

目標 学校等への相談機関等の周知

項目	目標
【指標】 各種学校への障がい福祉に関する相談機関等の周知	全校に実施

【考え方】

各種学校において教師等が相談を受けた際、適切な支援機関やサービスを案内しやすいよう、市内の小・中・高等学校、専門学校、大学等に対し、障がい福祉サービスの種類や、相談先窓口などの情報を毎年度提供します。